

議案第 97 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により本議会の議決を求める。

平成 21 年 12 月 11 日

三朝町長 吉 田 秀 光

- | | | | |
|---|-------|--|------------|
| 1 | 財産の内容 | 移動図書館車 | 1 台 |
| 2 | 相手方 | 埼玉県さいたま市見沼区大字上山口新田 56 番地 1
株式会社 林田製作所 | 代表取締役 林田廣一 |
| 3 | 取得価格 | 9,586,500円
(うち消費税及び地方消費税の額 456,500円) | |
| 4 | 取得目的 | 町立みささ図書館に係る移動図書館車整備のため | |